

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年9月25日（平成29年（行情）諮問第377号）

答申日：平成30年4月17日（平成30年度（行情）答申第8号）

事件名：特定医療機関に対する個別指導に係る文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成28年度特定医療機関に対する個別指導に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、中国四国厚生局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年5月9日付け中厚発0509第19号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件申立は、保険指導医在任中の特定年月日Cに中国四国厚生局（以下「厚生局」という。）が実施した、情報提供による特定医療機関の個別指導に際し、特定事例a（下記アのとおり）及び特定事例b（下記イのとおり）など、指導が曖昧で多くの疑義（下記ウのとおり）を残したまま終了しております。そこで、厚生局に対して公益通報者保護法に基づき、別添1のとおり通報しましたところ、別添2のとおり回答されましたが内容は不十分であります。また、未回答の一部につき追加して再度公益通報者保護法に基づき別添3のとおり通報しましたが何ら回答がありません。さらに、法に基づき、別添4のとおり開示請求をしましたが、別添5のとおり開示請求拒否の回答を得ましたので、この度、行政不服審査法に基づき、不服審査を申し出たものであります。

なお、申し立ての趣旨は、厚生局が個別指導した保険医療機関において、公平な視点に立って適切妥当な医療指導が行われたことを保険指導医として加わった責任上、これを確認することが目的でありますので、

よろしくお取り計らい願います。

私は、特定年月日 A 付けで厚生局指導医療官に採用され、後に統括指導医療官に任命され、特定年月日 B までの間、医療現場の指導に全力を尽くし、職責を全うさせていただき、その後、平成 25 年特定月日より保険指導医の委嘱を受けて平成 28 年特定月日 J まで勤めて参りました。この間、各保険医療機関に対し、医師法、医療法等各種法規及び厚生労働省の各指針等にのっとり、適切な医療行為を行うべく、時には、厳しく指導し是正させるなど対処して参りましたので、厚生局には、今後とも保険医療機関や国民から信頼される存在であり続けることを強く願っております。

おって、公益通報者保護法及び法に基づく経緯・経過等につき、以下のとおり資料を添付します。

ア 特定医療機関の個別指導の事前打ち合わせ等

(略)

イ 個別指導当日の状況 (特定年月日 C)

(略)

ウ 個別指導に対する申立書の提出、その後

(略)

別添資料

別添 1 厚生局への内部通報

別添 2 内部通報に係る回答について

別添 3 未回答部分の再通報

別添 4 厚生局への開示請求

別添 5 行政文書不開示通知

※ 別添 1 ないし別添 5 省略

(2) 意見書

ア 開示を相当とする意見

私は、非常勤の国家公務員 (保険指導医) の立場で当該個別指導をした者であり、当然、退職後においても守秘義務が課せられ、開示されても何ら問題は生じないと考えています。

開示を求める意見の詳細は次のとおり。

省略

イ 開示相当を求める附帯意見

ここに新たな資料を添付して附帯意見を述べます。

まず、診療報酬改訂の 2 年毎に厚生労働省特定局特定課特定室から発行される「保険診療の理解のために」〔医科〕 (平成 28 年度) 添付資料 (1) の 24 及び 25 頁、

(5) 病理診断の算定上の留意点

① 病理組織標本作製（略）

② 病理診断料

・病理診断を専ら担当する医師は、検体検査管理加算（Ⅲ）（Ⅳ）の施設基準である「臨床検査を専ら担当する常勤の医師」を兼ねることが出来ない。

③ 病理診断管理加算（略）

本資料（１）は全国の保険医療機関や保険医に、年間およそ数万冊以上が配布されているものであり、各病院の医事請求事務も熟読しています。

次に、厚生局特定課が平成２９年度の配付資料として発行した「保険診療の理解のために」（医科）添付資料（２）の３６頁

２．病理診断の算定上の留意点

（１）病理診断・判断料の作成（略）

（２）病理診断・判断料

病理診断を専ら担当する医師は、検体検査管理加算（Ⅲ）（Ⅳ）の施設基準である「臨床検査を専ら担当する常勤の医師」を兼ねることはできません。

本資料（２）は厚生局の指導医療官自身が内容を並べ替え、毎年、中国五県の新規集団指導や指定更新時の集団指導、更に集团的個別指導等において全医師に配布されているもので、臨床研修指定病院の研修医も持っています。当然ながら特定医療機関にも幾冊かはあり、熟読されているものと思います。

よって、保険指導医として受命を受け、個別指導に加わった者にも当然国公法上の守秘義務があります。本件の指導結果を承知することが開示の目的であり、情報公開請求に対し「風評被害を招く」という一般人に対する回答のごとく理由で拒否されたことに疑義があり、納得しておりません。

※ 添付資料省略

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求の経緯

（１）本件審査請求人は、平成２９年４月１４日付けで処分庁に対して、法３条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

（２）これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成２９年６月２２日付け（同月２６日受付）で本件審査請求を提起したものである。

２ 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、法５条６号ホに掲げる不開示情報を開示することとなるため、原処分は妥当で

あり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）等に基づき、傷病等について療養の給付を行い、その給付の財源を保険料の拠出と国庫の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局（以下、併せて「保険医療機関等」という。）として指定することにより、保険診療（保険調剤を含む。）を行うことができることとされている。また、保険医療機関において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それらの者の各々の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬剤師（以下、併せて「保険医等」という。）でなければならないこととされている。

(2) 保険医療機関等に対する指導等について

ア 指導について

指導とは、健保法等の関係法律の規定に基づき、保険医療機関等又は保険医等が行う療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは家族療養費の支給に係る診療（調剤を含む。以下同じ。）の内容又は診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求について行うものである。

指導の形態としては、「集団指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて講習等の方式により実施）、「集団的個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により実施）及び「個別指導」（保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により実施）の3形態がある。

また、個別指導後の措置は、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性により、「概ね妥当」、「経過観察」、「再指導」及び「要監査」の4種類がある。

イ 監査について

監査とは、保険医療機関等が行う診療内容及び診療報酬請求について、不適切なものについては、その事実を確認し必要な措置を講ずることを目的としているものである。

個別指導において、不正又は著しい不当があったことを疑うに足り

る理由がある場合等には、監査に移行する。

また、監査後の措置は、不正又は不当の事案の内容により、「取消処分」（保険医療機関等の指定の取消（健保法 80 条）及び保険医等の登録の取消（同法 81 条））、「戒告」及び「注意」の 3 種類がある。

（3）保険医療機関等及び保険医等に関する情報について

ア 情報提供の重要性

地方厚生（支）局（事務所を含む。以下同じ。）は、保険医療機関等及び保険医等に関する情報が提供されたときは、提供された情報の内容に応じて個別指導や監査等の対応を行う。

情報提供を端緒として実施した個別指導から監査に移行し、上記 3（2）イの「取消処分」に至る場合も少なくないことから、情報提供は、指導及び監査等に係る事務を適正に遂行する上で極めて重要である。（例えば、平成 27 年度における指定取消処分（指定取消相当を含む。）全 37 件のうち、情報提供が端緒であるものは 20 件であり過半数を占めている。（平成 28 年 12 月公表）

イ 情報の管理

（ア）保険医療機関等及び保険医等に関する情報が提供された場合、情報が提供された事実、提供された情報の内容、地方厚生（支）局の対応（調査状況、個別指導や監査の実施等）等を公にすると、当該保険医療機関等及び保険医等が不正・不当な診療を行っているのではないかとの憶測を呼び、そのような憶測が広く拡散するといったいわゆる風評被害が発生するおそれがある。

（イ）このことから、保険医療機関等及び保険医等に関する情報が提供された事実等については、外部の者に知られることがないよう厳重に管理しており、また、地方厚生（支）局の対応（調査状況、個別指導や監査の実施等）については、情報提供者に対してもお知らせしていないところである。

（4）本件存否情報について

審査請求人は、特定保険医療機関の名称等を名指しした上で、当該特定保険医療機関に対して厚生局が実施した個別指導に係る行政文書の開示を求めている。したがって、その存否を明らかにすると、

ア 特定保険医療機関について、架空請求が行われたとする情報提供があったという事実の有無（以下「本件存否情報 1」という。）

イ 特定保険医療機関が個別指導等を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報 2」という。）

が明らかになる。

（5）本件存否情報の不開示情報該当性について

本件存否情報1及び2は、これを公にすると、上記3(3)イ(ア)のとおり、いわゆる風評被害が発生するなど、特定保険医療機関の社会的信用を低下させ、受診患者数の面等において特定保険医療機関の権利、競争上の地位その他企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条6号ホに該当する。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年9月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月20日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 平成30年3月8日 | 審議 |
| ⑤ | 同年4月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは、特定保険医療機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する不開示決定(原処分)を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、本件対象文書の存否応答拒否の適否について、以下、検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(4)及び(5))において、以下のとおり説明する。

ア 本件存否情報について

審査請求人は、特定保険医療機関の名称等を名指しした上で、当該特定保険医療機関に対して厚生局が実施した個別指導に係る行政文書の開示を求めている。したがって、その存否を明らかにすると、(ア)特定保険医療機関について、架空請求が行われたとする情報提供があったという事実の有無(本件存否情報1)(イ)特定保険医療機関が個別指導等を受けたという事実の有無(本件存否情報2)が明らかになる。

イ 本件存否情報の不開示情報該当性について

本件存否情報1及び2は、これを公にすると、上記第3の3(3)イ(ア)のとおり、いわゆる風評被害が発生するなど、特定保険医療機関の社会的信用を低下させ、受診患者数の面等において特定保険医療機関の権利、競争上の地位その他企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条6号ホに該当する。

(2) 以上を踏まえ、検討する。

ア 本件対象文書は、平成28年度特定医療機関の個別指導に係る文書であり、その存否を答えることは、特定保険医療機関が個別指導等を受けたという事実の有無(本件存否情報2)を明らかにすることになるものと認められる。

イ 特定保険医療機関が個別指導を受けたという事実の有無が明らかにされた場合、当該保険医療機関が、不正・不当な保険診療及び診療報酬請求を行っているのではないかと憶測を呼び、そのような憶測が広く拡散することにより、社会的信用を低下させ、受診患者数の面等において特定保険医療機関の権利、競争上の地位その他企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条6号ホに該当する。

ウ したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条6号ホの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分の本件不開示決定通知書の「2不開示とした理由」において、不開示条項の内容を引用して記載しているものの明確に当該条項を記載しておらず、本件不開示決定における理由の提示は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切を欠くものであるといわざるを得ず、諮問庁においては今後適切な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条6号ホに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号ホに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子